

その他

整形外科領域の障害等級表上の用語

1 現行省令の規定

(1) 現行の障害等級表の備考では、手指と足指の欠損障害及び用廃について、以下のとおり規定されている。

イ 労災保険法施行規則別表第1備考

2. 手指を失ったものは、母指は指関節、その他の手指は第1指関節以上を失ったものをいう。

3. 手指の用を廃したものと、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第1指関節（母指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4. 足指を失ったものと、その全部を失ったものをいう。

5. 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節若しくは第1指関節（第1の足指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

ロ 労働基準法施行規則別表第1備考

2. 指を失ったものは母指は指関節、その他の指は第1指関節以上を失ったものをいう。

3. 指の用を廃したものと、指の末節の半分以上を失い又は掌指関節若しくは第1指関節（母指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4. 趾を失ったものとはその全部を失ったものをいう。

5. 趾の用を廃したものと、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は末関節以上を失ったもの又は蹠趾関節若しくは第1趾関節（第1趾にあっては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

(2) また、障害等級表上、仮関節、奇形、腕関節等という用語が用いられている。

2 検討の視点

現行の障害等級表の用語及び同表の備考の各規定における用語が、現在の医学用語からみて適切かどうか検討する。

3 検討の内容

(1) 手指及び足指の関節等の名称について

イ 手指及び足指の関節に係る名称について、医学用語として確立しているものは以下のとおりであり、これらと異なる障害等級表備考上の用語は改正するのが妥当である。

(イ) 手指の各関節については、医学用語として、近位から、母指にあっては中手指節関節（MP関節）、指節間関節（IP関節）、その他の手指にあっては中手指節関節（MP関節）、近位指節間関節（PIP関節）、遠位指節間関節（DIP関節）が用いられている。

(ロ) 足指の各関節については、医学用語として、近位から、第1指にあっては中足指節関節（MP関節）、指節間関節（IP関節）、その他の手指にあっては中足指節関節（MP関節）、近位指節間関節（PIP関節）、遠位指節間関節（DIP関節）としている。

(ハ) 障害等級表備考にいう末節という用語は、末節骨とするのが妥当である。

ロ 次に、足の指を表す漢字や足の各指の名称について次のとおりである。

(イ) 足の指を表す漢字は、足指、足趾又は趾といろいろな表現が用いられる。労災保険法施行規則別表第1備考では「足指」、労働基準法施行規則別表第1備考では「趾」と表現が異なり、統一されていない。

手指と明確に区別できるという点から足趾又は趾という用語は妥当であるが、常用漢字として用いられていないことから、一般にはわかりにくい面もある。

当検討会としては、整形外科的観点から足趾又は趾という用語が適切と考えるが、現行の労災保険法施行規則では足指を使用していること及び足趾又は趾以外の用語では意味をなさないとはまではいえないことから、「足指、足趾又は趾」いずれでも差し支えないものとする。

(ロ) 足の各指の名称については医学的には明確な規定はない。労災保険法施行規則別表第1備考では「第1の足指、その他の足指」であり、労働基準法施行規則別表第1備考では「第1趾、その他の趾」となっている。

医学用語としては特に規定はないことから、当検討会としては「第1の」か「第1」のいずれでもよいものとする。

八 以上の点から、労災保険法施行規則別表第1の備考2・3・4・5及び労働基準法施行規則別表第1の備考2・3・4・5については、以下のとおり改正し、両者の備考を同一の表現とするのが妥当である。

なお、いずれでもさしつかえない用語は、労災保険法施行規則別表第1の備考で用いられているものとした。

備考2．手指を失ったものは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3．手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4．足指を失ったものは、その全部を失ったものをいう。

5．足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節、近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

（2）次に、障害等級表上、「腕関節、薬指」という表現があるが、腕関節は手関節、薬指は環指と表現するのが妥当である。

また、奇形、仮関節についても、変形、偽関節と変更するのが妥当である。

4 検討の主な結果

（1）労災保険法施行規則別表第1及び労働基準法施行規則別表第1の備考2・3・4・5については、以下のとおりとし、同一の表現とするのが妥当である。

備考2．手指を失ったものは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3．手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4．足指を失ったものは、その全部を失ったものをいう。

5 . 足指の用を廃したものと、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節、近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

（ 2 ）障害等級表上、「腕関節、薬指、奇形、仮関節」という表現は「手関節、環指、変形、偽関節」とするのが妥当である。